（土地の関係人を特定するための措置）

第三十八条　第三条の規定は、令第十一条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（裁定申請書の添付書類）

第三十九条　法第二十七条第三項第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（起業者（土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。第一号及び第四十五条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号に掲げるものを除く。）とする。

一～四　（略）

五　特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物である場合においては、次に掲げる書類

イ　当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類

ロ　当該簡易建築物の写真

六　特定所有者不明土地にある物件が朽廃建築物である場合においては、次に掲げる書類

イ　当該朽廃建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況を記載した書類

ロ　当該朽廃建築物の建築時からの経過年数を明らかにする書類

ハ　当該朽廃建築物の写真

七～十一　（略）

2　前項第七号に掲げる書類は、次に掲げるところにより作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

一・二　（略）

3　第一項第八号に掲げる書類は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第四十条　法第二十八条第一項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定手続開始の決定の公告の方法）

第四十六条　法第三十条第一項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定の公告の方法）

第四十八条　法第三十三条の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第三節　所有者不明土地の管理の適正化のための措置

第五十三条　法第四十一条第二項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第十三によるものとする。

第三章　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

（土地所有者等関連情報）

第五十四条　法第四十三条第一項の国土交通省令で定める情報は、本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先とする。

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十五条　法第四十三条第二項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項（市町村長が法第三十八条第一項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等（法第四十三条第一項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）を知る必要があるとして当該求めをしようとする場合又は国の行政機関の長等が法第四十二条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地

（土地の関係人を特定するための措置）

第三十八条　第三条の規定は、令第八条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（裁定申請書の添付書類）

第三十九条　法第二十七条第三項第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（起業者（土地収用法第八条第一項に規定する起業者をいう。第一号及び第四十五条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号に掲げるものを除く。）とする。

一～四　（略）

五　特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物である場合においては、当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類

（新設）

（新設）

（新設）

六～十　（略）

2　前項第六号に掲げる書類は、次に掲げるところにより作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

一・二　（略）

3　第一項第七号に掲げる書類は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする。

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第四十条　法第二十八条第一項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（裁定手続開始の決定の公告の方法）

第四十六条　法第三十条第一項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（裁定の公告の方法）

第四十八条　法第三十三条の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（新設）

（新設）

第三章　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

（土地所有者等関連情報）

第五十三条　法第三十九条第一項の国土交通省令で定める情報は、本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先とする。

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五十四条　法第三十九条第二項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した情報提供請求書を土地所有者等（法第三十九条第一項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）を知る必要がある土地（以下「対象土地」という。）の所在地を管轄する都道府県知事又は市町村長に提出しなければならない。